

**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金
の事前確認に関するチェックシート・依頼書**

日立商工会議所 FAX 0294-22-0120

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人（法人番号 _____） <input type="checkbox"/> 個人事業者等〈事業所得〉 <input type="checkbox"/> 個人事業者等〈主たる収入が雑収入・給与所得〉		
事業所名		申請希望者名 (代表者名)	
電話番号		代表者生年月日 (西暦)	年 月 日
F A X 番号		代表者携帯電話	

※個人情報は日立商工会議所の個人情報保護方針（<http://www.hitachicci.or.jp/privacy/>）に則り管理します。収集した個人情報は本月次支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

- 商工会議所会員（会員No. _____） 未加入
- 事前にネットで仮登録し申請IDを取得した。

申請ID		ID取得で登録した電話番号	
------	--	---------------	--

- 対象月【 _____ 月】の事業収入等が、対象月の対象措置影響により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している。
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している。
- 「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっている事業者」「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続する意思がある（廃業又は破産等を予定していない）。
- 月次支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している。
- 経済産業省「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」を読んで内容を認識している。
- 月次支援金の審査は月次支援金事務局の判断によること、日立商工会議所による事前確認事務は月次支援金を確約するものではないことを認識している。
- 上記につき代表者が確認しました。月次支援金申請のための確認事務を依頼します。

記入日 2021/____/____

代表者署名（自署）